



長野県報

8月28日(木)
平成26年
(2014年)
第2602号

目 次

告 示

保安林予定森林にする旨の通知（9件）（森林づくり推進課）	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（森林づくり推進課）	4
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	4
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	5
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	5
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	5
景観計画の変更及び関係図書の縦覧（都市・まちづくり課）	6

公 告

随意契約の相手方の決定（税務課）	6
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（5件）（県民協働課）	6
特定調達契約に係る一般競争入札（14件）（道路管理課）	8
一般競争入札（7件）（河川課）	25
特定調達契約に係る落札者の決定（2件）（教学指導課）	30
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（生活安全企画課）	30
特定調達契約に係る一般競争入札（会計課）	31



長野県告示第420号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年8月28日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

安曇野市堀金三田3958、3964、3990

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第421号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年8月28日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

松本市波田字赤松3210の2、字前渕3254の1、3257の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第422号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年8月28日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上田市武石上本入字小原1408の20、1408の22、1415の51、1415の52、1415の80

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第423号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年8月28日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

飯田市上村426

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第424号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年8月28日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

諏訪市大字豊田字大日向5513の1（次の図に示す部分に限る。）、5513の55、5513の70、字立沢5532の1から5532の3まで、字芦ヶ沢5534の1、5534の2、5535の1、字笛平5634の21

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第426号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年8月28日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡辰野町大字伊那富字大平沢4289、4291、4292から4294まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、4295、4297、4299、4300、4301（次の図に示す部分に限る。）、4302、4312、4314のロ

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第425号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年8月28日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

大町市社字籠山3125の1、3125の2、3126、字小藤切3127の1、字藤ノ切3130（次の図に示す部分に限る。）、3131のイ、3131のロ、3132、3133（次の図に示す部分に限る。）、3134から3144まで、字山ノ神3128、3129、3259、字切山3145から3147まで、3150、3173から3175まで、3177のイ、3177のロ、3178、字鉄景3179、3180の1、3181、字長嵐3229（次の図に示す部分に限る。）、字滝ノ入3230・3231（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3232、3238、字石原3239（次の図に示す部分に限る。）、3240のイ、3240のロ、3241（次の図に示す部分に限る。）、3242のイ、3243、3244のイ、3244のロ（次の図に示す部分に限る。）、字石原坂3252から3257まで、字切山口3258、字山ノ神社3261、字北沢3324

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

長野県告示第427号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年8月28日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草4940

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第428号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年8月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
東筑摩郡筑北村大沢新田字カマヤ708、709、710の3、711の3、712の1、字草生714、715、724
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第429号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年8月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東筑摩郡生坂村1148の1、4873、4874、4876から4879まで、4880の3、4881、4883の1、4889、大字北陸郷12960の口、12964、12965、13628、13629の1、13629のイ、13631の1、13632、13636の口、13639、13640、大字東広津15463、15473、15477、15479、18205の87、18205の92、18235の1、18235の2、18352から18356まで、18361、18518、18519の1、18520、18521、18651、18823、18824

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第430号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年8月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称

立岩1、立岩2、立岩3、立岩4、立岩5、五反田1、五反田2、北古屋、新道、田中、豊町、横町、四泊、新屋1、宮ノ上、窪城1、窪城2、窪城3、大門、入大門1、入大門上、入大門下1、入大門下2、上町、齋藤木材上、有坂1、有坂2、有坂3、有坂団地、エコーバレースキー場、姫木平1、姫木平2、姫木平3、姫木平4、姫木平5、姫木平6、姫木平7、姫木平8、姫木平9、姫木平10、姫木平11、姫木平12、姫木平13、姫木平14、姫木平15、美し松ハイランド1、美し松ハイランド2、美し松ハイランド3、美し松ハイランド4、美し松ハイランド5、美し松ハイランド6、美し松ハイランド7、りんどうの郷1、りんどうの郷2、りんどうの郷3、りんどうの郷4、りんどうの郷5、りんどうの郷6、りんどうの郷7、りんどうの郷8、白樺ハイランド1、白樺ハイランド2、白樺ハイランド3、白樺ハイランド4、白樺ハイランド5、白樺ハイランド6、白樺ハイランド7、白樺ハイランド8、白樺ハイランド9、白樺ハイランド10、白樺ハイランド11、白樺ハイランド12、白樺ハイランド13、小茂ヶ谷下1、小茂ヶ谷下2、小茂ヶ谷下3、入大門2、入大門3、新屋2、学者村第2期1、学者村第2期2、学者村第2期3、学者村第2期4、学者村第2期5、学者村第2期6、学者村第2期7、学者村第2期8、学者村第2期9、学者村第2期10、学者村第2期11、学者村第2期12、学者村第2期13、学者村第2期14、学者村第2期15、学者村第2期16、学者村第2期17、学者村第2期18、学者村第2期19、学者村第2期20、学者村第4期1、学者村第4期2、学者村第4期3、学者村第1期1、学者村第1期2、学者村第1期3、学者村第1期4、学者村第1期5、学者村第1期6、学者

村第1期7、学者村第1期8、学者村第1期9、学者村第1期10、学者村第1期11、学者村第1期12、学者村第1期13、学者村第1期14、学者村第1期15、学者村第3期1、学者村第3期2、学者村第3期3、学者村第3期4、学者村第3期5、学者村第3期6、学者村第3期7、学者村第3期8、学者村第3期9、長久保、古町1及び古町2

2 指定の区域

小県郡長和町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

砂防課

長野県告示第431号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年8月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

立岩1、立岩2、立岩3、立岩4、立岩5、五反田1、五反田2、北古屋、新道、田中、豊町、横町、四泊、新屋1、宮ノ上、窪城1、窪城2、窪城3、大門、入大門1、入大門上、入大門下1、入大門下2、上町、齋藤木材上、有坂1、有坂2、有坂3、有坂団地、エコーバレースキー場、姫木平1、姫木平2、姫木平3、姫木平4、姫木平5、姫木平6、姫木平7、姫木平8、姫木平9、姫木平10、姫木平11、姫木平12、姫木平13、姫木平14、姫木平15、美し松ハイランド1、美し松ハイランド2、美し松ハイランド3、美し松ハイランド4、美し松ハイランド5、りんどうの郷1、りんどうの郷2、りんどうの郷3、りんどうの郷4、りんどうの郷5、りんどうの郷6、りんどうの郷7、りんどうの郷8、白樺ハイランド1、白樺ハイランド2、白樺ハイランド3、白樺ハイランド4、白樺ハイランド5、白樺ハイランド6、白樺ハイランド7、白樺ハイランド8、白樺ハイランド9、白樺ハイランド10、白樺ハイランド11、白樺ハイランド12、白樺ハイランド13、小茂ヶ谷下1、小茂ヶ谷下2、小茂ヶ谷下3、入大門2、入大門3、新屋2、学者村第2期1、学者村第2期2、学者村第2期3、学者村第2期4、学者村第2期5、学者村第2期6、学者村第2期8、学者村第2期9、学者村第2期10、学者村第2期11、学者村第2期12、学者村第2期13、学者村第2期14、学者村第2期15、学者村第2期16、学者村第2期17、学者村第2期18、学者村第2期19、学者村第2期20、学者村第4期1、学者村第4期2、学者村第4期3、学者村第1期1、学者村第1期2、学者村第1期3、学者村第1期4、学者村第1期5、学者村第1期7、学者村第1期8、学者村第1期9、学者村第1期10、学者村第1期11、学者村第1期12、学者村第1期13、学者村第1期14、学者村第3期1、学者村第3期2、学者村第3期3、学者村第3期4、

学者村第3期5、学者村第3期6、学者村第3期7、学者村第3期8、学者村第3期9、長久保、古町1及び古町2

2 指定の区域

小県郡長和町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

長野県告示第432号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年8月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

大内沢川、大呂出の沢、五十鈴川、山宮川、穴ノ尾沢、臼ノ入沢、駒場川、姫木平沢、大笹川1、大笹川2、初の沢、鷹山川1、鷹山川2、白樺ハイランド沢、下エダドリ沢、北オネカミ沢、シンナショウ沢、オネカミ沢、南窪沢、浦沢川、山吹沢、カクレバサマ沢、望地沢、小ツブレヤ沢、野田ノ谷沢、馬込沢、堂ノ入沢、郷沢、名呉沢、宮城川、榎木川、戸陰沢、大茂沢川、ネッコ沢、南小茂沢、北小茂沢、四泊川、芹沢、不聞川、上平沢、北ノ入沢、毘沙門沢、五反田沢、滝ノ沢、入の沢川、立岩沢、有坂沢1、有坂沢2、有坂沢3、有坂沢4、湯ノ入沢、山ノ神沢、赤沢川、寺上沢、不動沢川1、不動沢川2、仙ノ倉沢1及び仙ノ倉沢2

2 指定の区域

小県郡長和町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第433号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年8月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

大内沢川、大呂出の沢、山宮川、穴ノ尾沢、臼ノ入沢、駒場川、

姫木平沢、大 笹川1、大 笹川2、初の沢、鷹山川1、下エダドリ沢、北オネカミ沢、シンナショウ沢、オネカミ沢、南窪沢、浦沢川、山吹沢、カクレバサマ沢、望地沢、小ツブレヤ沢、野田ノ谷沢、馬込沢、堂ノ入沢、郷沢、名呉沢、宮城川、大茂沢川、ネッコ沢、南小茂沢、北小茂沢、四泊川、芹沢、不聞川、上平沢、北ノ入沢、五反田沢、滝ノ沢、立岩沢、有坂沢1、有坂沢2、有坂沢3、有坂沢4、湯ノ入沢、山ノ神沢、赤沢川、寺上沢、不動沢川1、仙ノ倉沢1及び仙ノ倉沢2

2 指定の区域

小県郡長和町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第434号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画を次のとおり変更しました。当該景観計画の関係図書は、平成26年9月30日まで公衆の縦覧に供します。

平成26年8月28日

長野県知事 阿部 守一

1 景観計画の名称

高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画

2 景観計画を変更する内容

高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画の区域から飯山市の区域を除く。

3 景観計画を変更する理由

飯山市が景観法第7条第1項に規定する景観行政団体に移行したため。

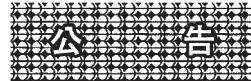
4 効力の発生する日

平成26年10月1日

5 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び長野県北信地方事務所建築課

都市・まちづくり課



公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成26年8月28日

長野県知事 阿部 守一

1 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量

滞納整理システム一式（借入れに伴う更新作業及び保守等を含む。）

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県総務部税務課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年7月15日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名称 株式会社秋田情報センター

(2) 所在地 秋田市山王3-8-34

5 随意契約に係る契約金額

67,927,893円（1月当たりの賃借額2,058,421円×33月）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

税務課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年8月28日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成26年8月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人お仕事チーム

3 代表者の氏名

江村 喜明

4 主たる事務所の所在地

北佐久郡御代田町大字塩野895番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人をはじめとして、社会的に働く場が得にくく、また社会体験の場が限られた人たちに対して、協働での仕事づくりとそのための支援活動、また社会体験の場の提供に